

# 静岡大学危機管理ガイドライン

令和4年12月14日改正版  
(平成27年7月8日 策定)

# 目 次

- 第一 趣旨
- 第二 定義
- 第三 対象とする主なリスク
  - 1 自然災害に関するリスク
  - 2 重大な事故、事件に関するリスク
  - 3 健康に関するリスク
- 第四 危機管理の行動計画
- 第五 危機管理のための組織体制
  - 1 平常時の体制
  - 2 緊急時の体制
- 第六 個別マニュアルの整備
  - 1 個別マニュアルの制定等
  - 2 個別マニュアルの見直し
  - 3 個別マニュアルの提出
  - 4 危機管理体制の情報共有

## 参考資料

- 1 国立大学法人静岡大学危機管理規則
- 2 静岡大学における危機管理に係る規則・委員会等体系（全学編）
- 3 静岡大学における危機管理に係る規則・委員会等体系（部局編）  
（2及び3は、本学ウェブサイト（学内専用→総務・人事→危機管理・地震防災対策）に掲載）

## 第一 趣旨

この静岡大学危機管理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、国立大学法人静岡大学危機管理規則（以下「危機管理規則」という。）第20条の規定に基づき、危機の発生を未然に防止し、また、発生した場合にその影響を最小限にし、早期の回復を図るための危機管理に関する基本の方針を定める。

## 第二 定義

このガイドラインで用いる主な用語の定義は、次に定めるところによる。

### (1) 役職員及び学生等

本学の役員、教職員、学生、生徒、児童及び園児並びに本学において業務を行うことを認められた者をいう。

### (2) 危機

地震、風水害、火災、テロ、重篤な感染症、訴訟その他の重大な事件又は事故の発生により、役職員及び学生等及び本学への訪問者の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。

### (3) 危機管理

想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況を把握・分析すること並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対処することをいう。

### (4) リスク

経済的損失及び人々の被る苦痛を含む損失並びに組織がその目標を達成することを妨げるおそれのある事象の潜在的可能性をいう。

### (5) 個別マニュアル

危機の発生を未然に防止し、又は発生した場合の影響を最小限にし、早期の回復を図ることを目的に、関係規則、規程等を基本とし、事務局の部、課及び室、学部等（以下「部署」という。）並びに関係委員会等において、個別のリスクごとに、より具体的な対応策をまとめた基準、方針、要項、申合せ、マニュアル等のことをいう。

## 第三 対象とする主なリスク

大学運営の諸活動において、危機に至る主なリスクについて、次のとおり分類し管理する。

### 1 自然災害に関するリスク

- (1) 地震（津波、原子力発電による放射能汚染等を含む。）
- (2) 風水害
- (3) 落雷（停電を含む。）

### 2 重大な事故、事件に関するリスク

- (1) 火災及び爆発
- (2) 遺伝子組換え実験事故
- (3) 実験動物の不適切（飼養保管施設の異常、逸走、伝染病罹患等）管理
- (4) 病原性微生物の不適切管理

- (5) 放射線障害事故
- (6) 核燃料物質の不適切管理
- (7) 毒物及び劇物の不適切管理
- (8) 施設及び設備の老朽化又は不備による事故
- (9) 授業（実験、フィールド実習、体育等）中の事故
- (10) 課外活動中の事故
- (11) 役職員の業務中の事故
- (12) 交通事故
- (13) テロ行為及び破壊活動
- (14) 不審者の侵入
- (15) 盗難
- (16) 入試及び教務業務問題
- (17) 個人情報、研究情報等機密性の高い情報の漏えい
- (18) 情報システムに関する障害及び事故
- (19) ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用による問題
- (20) 研究活動上の不正（捏造、改ざん、盗用、多重投稿等）行為
- (21) 研究費等の不正使用
- (22) 役職員の犯罪行為
- (23) 学生等の犯罪行為
- (24) 知的財産権の侵害
- (25) 利益相反
- (26) 訴訟及び賠償
- (27) 雇用（契約等）問題
- (28) ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）行為
- (29) 障害者差別
- (30) いじめ問題
- (31) 海外渡航時及び受入時の事故

### 3 健康に関するリスク

- (1) 感染症罹患者の拡大
- (2) 大規模な集団食中毒
- (3) 危険物（薬品、ガス等）による障害
- (4) 放射線障害
- (5) 大気汚染（光化学オキシダント、微小粒子状物質等）による障害
- (6) メンタルヘルス

## 第四 危機管理の行動計画

本学における危機管理の行動計画は、次のとおりとする。

- (1) 危機の未然防止及び発生時の影響低減に資するため、全学的な危機管理体制を構築する。

- (2) 対応の不十分な危機に対して必要な対応策を講ずる。
- (3) 役職員及び学生等の危機意識を向上させるため、教育訓練を実施する。
- (4) 危機管理に関する活動状況を継続的に点検及び見直す仕組みを構築する。

## 第五 危機管理のための組織体制

危機管理のため、潜在するリスクの洗い出し、防止策の構築、顕在化した場合の対応及び再発防止策に取り組む体制は、次のとおりとする。

### 1 平常時の体制

#### (1) 危機管理委員会

危機管理規則第4条の規定に基づき、静岡大学危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）を常設し、委員会を定期的開催する。

##### ① 危機管理委員会は、次の各事項を審議する。

- ア 危機に対する体制に関すること。
- イ 危機に対する対応策の評価に関すること。
- ウ 危機管理に係るマニュアル等に関すること。
- エ その他危機管理に関すること。

##### ② 危機管理委員会の構成員は、次のとおりとする。

- ア 学長
- イ 理事
- ウ 副学長
- エ 事務局長

##### ③ 危機管理委員会は、潜在するリスク事象への対応並びに発生したリスク事象に係る対応及び再発防止策について評価するとともに、関係規則・個別マニュアルを検証し、必要に応じ、改善を促す。

#### (2) 部署及び関係委員会等

部署及び関係委員会等は、次の手順により、管理すべきリスクの決定、対応策の立案及び整備を行う。

##### ① 部署及び関係委員会等は、分掌する業務の実施において、障害となるリスクを識別し、管理すべきリスクを明確にする。

- ア 部署及び関係委員会等の単位でリスクの洗い出しを行う。
- イ 当該部署及び関係委員会等は、洗い出したリスクを分析し、管理すべきリスクを抽出する。

##### ② 部署及び関係委員会等は、管理すべきリスクについて、予想される危機の大きさを評価する。

- ア 危機の大きさの評価は、危機発生の可能性、役職員及び学生等への影響の大きさ、法的要求事項、大学の評価に与えるダメージの大きさ等を考慮して行う。

##### ③ 部署及び関係委員会等は、管理すべきリスクごとに、対応策を検討する。

- ア 各リスクについて、発生原因を分析し、現状の対応策を検証の上、他の効果的な対応策の列挙、実施する対応策の選定、対応策の具体的内容及び実施時期の決定等の手順により、検討を進める。

イ 対応策は、危機の評価が大きく、緊急性の高いものから優先的に検討し、費用対効果、実現可能性、新たなリスク要因の出現の回避、過去の事例が実証する効果、関係機関との連携等に留意して立案する。

- ④ 部署及び関係委員会等は、講じた対応策について、規則、規程等として整備する場合は学内の手続きに従い制定又は改正し、それ以外のものは必要に応じ、個別マニュアルとして整備する。

## 2 緊急時の体制

### (1) 特定事案対策本部

学長は、危機を知った場合において、当該危機が大学運営に重大な影響を与えるおそれがある危機と判断したときは、危機管理規則第11条第1項の規定に基づき、危機ごとに静岡大学特定事案対策本部（以下「特定事案対策本部」という。）を設置して対処する。この場合において、当該危機が学内規則等に定めのある危機であるときは、特定事案対策本部は、必要に応じて、当該学内規則等に定めのある委員会等と連携して対処する。

特定事案対策本部の構成員は、次のとおりとする。

- ア 学長
- イ 理事
- ウ 副学長
- エ 事務局長
- オ 特定事案対策本部長が必要と認めた者

### (2) 学内規則等並びに理事又は副学長

学長は、危機を知った場合において、当該危機が大学運営に重大な影響を与えるおそれがない危機と判断したときは、危機管理規則第11条第2項の規定に基づき次のとおり対処する。

- ① 当該危機が学内規則等に定めのある場合は、当該学内規則等に定めるところにより対処する。

番号	危機発生事象	対応する規則等	担当する委員会等
①	地震その他の異常現象	・静岡大学自主防災規則	・静岡大学非常災害対策本部 ・静岡大学浜松地区非常災害対策連絡本部 ・部局自主防災隊
②	自然災害等による一斉休講措置	・自然災害等による一斉休講措置のガイドライン ・自然災害等による一斉休講措置のガイドライン実施要領	・全学教務委員会
③	火災	・静岡大学防火管理規則 ・静岡大学事務局防火管理細則 ・静岡大学人文社会科学部防火管理細則 ・静岡大学教育学部防火管理細則 ・静岡大学情報学部防火管理細則	・静岡大学防火対策会議 ・事務局自衛消防隊 ・人文社会科学部自衛消防隊 ・教育学部自衛消防隊

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡大学理学部防火管理細則</li> <li>・静岡大学工学部防火管理細則</li> <li>・静岡大学農学部防火管理細則</li> <li>・静岡大学創造科学技術大学院防火管理細則</li> <li>・静岡大学電子工学研究所防火管理細則</li> <li>・静岡大学附属図書館防火管理細則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報学部自衛消防隊</li> <li>・理学部自衛消防隊</li> <li>・工学部自衛消防隊</li> <li>・農学部自衛消防隊</li> <li>・創造科学技術大学院自衛消防隊</li> <li>・電子工学研究所自衛消防隊</li> <li>・附属図書館自衛消防隊</li> </ul>
④	遺伝子組換え実験事故	・静岡大学遺伝子組換え実験安全管理規則	・静岡大学遺伝子組換え実験安全委員会
⑤	飼養保管施設の異常及び実験動物の逸走	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡大学動物実験規則</li> <li>・静岡大学動物実験委員会緊急時等対応マニュアル</li> <li>・実験動物逸走防止及び逸走時対応マニュアル</li> </ul>	・動物実験委員会
⑥	放射線障害事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡大学放射線障害予防規則</li> <li>・静岡大学放射線障害予防規則施行細則</li> <li>・静岡大学理学部放射線障害予防規程</li> <li>・静岡大学工学部放射線障害予防規程</li> <li>・静岡大学教育研究用エックス線装置等エックス線障害防止規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡大学放射線安全管理委員会</li> <li>・静岡大学理学部放射線障害防止委員会</li> <li>・静岡大学工学部放射線障害防止委員会</li> <li>・部局長</li> </ul>
⑦	核燃料物質の不適切管理	・静岡大学核燃料物質管理等規則	・静岡大学核燃料物質管理委員会
⑧	毒物、劇物の盗難紛失、流出	・国立大学法人静岡大学毒物及び劇物取扱要項	・毒劇物管理責任者
⑨	法律違反行為等の通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡大学公益通報に関する規則</li> <li>・静岡大学公益通報委員会規則</li> </ul>	・静岡大学公益通報委員会
⑩	構内で発生する事故及び事件	・静岡大学の構内における事故及び事件の処理に関する要項	・総務課長
⑪	大学院入試に係る事故	・静岡大学大学院入試事故対策協議会要項	・大学院入試事故対策協議会
⑫	学部入試に係る事故	・静岡大学入試事故対策協議会要項	・入試事故対策協議会
⑬	保有個人情報の漏えい	・静岡大学個人情報管理規則	・保有個人情報保護管理者
⑭	情報セキュリティに関し重大性のある事態	・国立大学法人静岡大学情報システム運用基本規則	・情報セキュリティ非常時対策本部
⑮	学務情報システムの障害及びセ	・学務情報システム緊急時対応計画概要	・全学教務委員会

	キュリティ事案		
⑯	発注事務に係る関係法令等遵守違反	・ 国立大学法人静岡大学発注者綱紀保持規則	・ 静岡大学発注者綱紀保持委員会
⑰	研究活動上の不正行為	・ 静岡大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規則	・ 特定不正行為調査委員会
⑱	研究費等の不正使用	・ 静岡大学研究費等管理規則 ・ 静岡大学研究費等不正調査取扱細則	・ 研究費等不正調査委員会
⑲	教職員の懲戒事由該当非違行為	・ 国立大学法人静岡大学教職員懲戒規程 ・ 国立大学法人静岡大学教職員懲戒手続細則	・ 懲戒委員会
⑳	学生の懲戒対象行為	・ 静岡大学学生懲戒規程	・ 学生懲戒委員会
㉑	利益相反	・ 国立大学法人静岡大学利益相反マネジメント規則 ・ 国立大学法人静岡大学利益相反委員会専門部会細則	・ 利益相反委員会
㉒	労働条件に関する苦情	・ 国立大学法人静岡大学教職員苦情処理規程	・ 静岡大学教職員苦情処理委員会
㉓	ハラスメント行為	・ 静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	・ ハラスメント防止対策委員会 ・ 調査委員会
㉔	障害者差別	・ 静岡大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則	・ 障害学生支援委員会
㉕	いじめ問題	・ 静岡大学教育学部附属学校園におけるいじめ防止対策等に関する規則	・ いじめ問題対策委員会 ・ いじめ問題対応委員会 ・ いじめ問題調査委員会
㉖	学生の精神的な危機状態	・ 学生の精神的な危機状態への対応指針	・ 全学学生委員会
㉗	海外渡航時の事故	・ 国立大学法人静岡大学における海外渡航に係る危機管理規則 ・ 海外渡航の危機管理マニュアル（役員・教職員用）	・ 海外渡航危機管理対策委員会

② 当該危機が学内規則等に定めのない場合は、当該危機の分野を所掌する理事又は副学長に命じて対処する。ただし、当該危機が特定の部局等に係るものであるときは、当該部局等の長に対処を命ずることができる。

(3) 部局危機対策本部

部局等の長は、危機管理規則第11条第2項第2号ただし書の規定により学長から危機の対処について命令があったときは、同規則第19条の規定に基づき、当該部局等に危機対策本部（以下「部局危機対策本部」という。）を設置して対処する。

部局危機対策本部の構成員は、部局等の長が定める。

## 第六 個別マニュアルの整備

### 1 個別マニュアルの制定等



(1) 制定方針の決定

部署及び関係委員会等は、個別のリスクについて、対応策の現状を検証し、課題を把握の上、規定すべき対応策を明確にし、個別マニュアルの制定方針を決定する。

(2) 制定実態の把握

個別マニュアルの制定においては、対応の不整合及び重複等を防止するため、関係する既存の個別マニュアルについて内容を把握する。

**2 個別マニュアルの見直し**

部署及び関係委員会等は、法令等の改正等及び大学を取り巻く環境の変化に対応するため、個別マニュアルの適切な見直しを行う。

**3 個別マニュアルの提出**

部署及び関係委員会等は、制定又は改正した個別マニュアルを危機管理委員会に提出する。

**4 危機管理体制の情報共有**

危機管理委員会は、提出のあった個別マニュアルについて点検の上、本学ウェブサイトに掲載し、学内での情報の共有と危機管理体制の明確化を図る。（参考資料2及び参考資料3を参照）